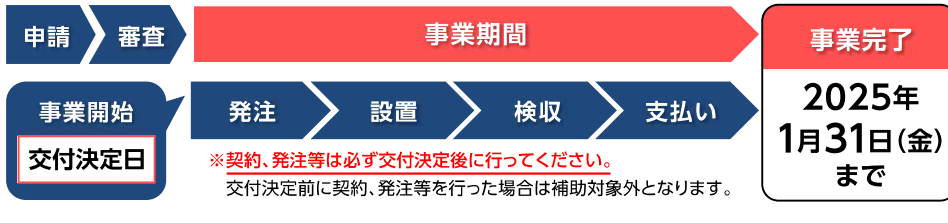


全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2024年5月27日(月)～7月1日(月)
交付決定	2024年8月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2025年1月31日(金)まで <small>※複数年度事業は、交付決定日から2028年1月31日(月)まで</small>



留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	のうち ① 先進設備・システム	03-5565-3840
	のうち ② オーダーメイド型設備	03-5565-4463
(II) 電化・脱炭素燃転型		03-5565-3840
(IV) エネルギー需要最適化型		03-5565-4463

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

2次公募

令和5年度補正予算

省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を
支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の**2/3**以内 補助金額の上限:**15億円**/年度

※申請する類型および企業体によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

2次公募期間

2024年5月27日(月)～2024年7月1日(月)

支援対象となる3つの類型

(I) 工場・事業場型

①先進設備・システム、②オーダーメイド型設備の導入

(II) 電化・脱炭素燃転型

③指定設備のうち、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入

(IV) エネルギー需要最適化型

④EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

※(II)設備単位型(エネルギー消費効率等の基準を満たし、登録及び公表した指定設備を導入)の申請は、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に申請してください。

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金では、 設備導入を行う補助事業を3つの類型から選ぶことができます。

(I) 工場・事業場型

① 先進設備・システムの導入

資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業

申請単位において、原油換算量ベースで、
以下いずれかの要件を満たす事業

- ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上
- ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上
- ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注)

※複数の対象設備(①②③)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。
※非化石転換の場合も増エネ設備となる事業は対象外

② オーダーメイド型設備の導入

機械設計が伴う設備または事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)へ更新等する事業

申請単位において、原油換算量ベースで、
以下いずれかの要件を満たす事業

- ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上
- ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上
- ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注)

※複数の対象設備(①②③)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。
※非化石転換の場合も増エネ設備となる事業は対象外

新たな
支援策

(II) 電化・脱炭素燃転型

③ 指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新する事業

電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。
(ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)

対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した以下の指定設備。

- ①産業ヒートポンプ
- ②業務用ヒートポンプ給湯器
- ③低炭素工業炉
- ④高効率コージェネレーション
- ⑤高性能ボイラ

※上記①～⑤に該当しない[その他SIIが認めた高性能な設備]のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。

(IV) エネルギー需要最適化型

④ EMS(エネルギー管理システム)機器の導入

SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業

申請単位において、「EMSの制御効果」と「省エネ診断等の運用改善効果」で、以下の要件を満たす事業

省エネ率:2%以上

補助対象経費^{*1}

設計費・設備費・工事費

補助率

中小企業者等^{*2}
2/3以内

大企業^{*3}、その他^{*4}
1/2以内

補助金限度額

(I)内は非化石申請時

【上限額】15億円/年度(20億円/年度)

【下限額】100万円/年度

※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)

※連携事業の上限額は30億円(40億円)

補助率

中小企業者等^{*2}
1/2以内

大企業^{*3}、その他^{*4}
1/3以内

※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内

※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内

補助金限度額

(I)内は非化石申請時

【上限額】15億円/年度(20億円/年度)

【下限額】100万円/年度

※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円)

※連携事業の上限額は30億円(40億円)

補助対象経費

設備費のみ(電化の場合は付帯設備も対象)

補助率

1/2以内

補助金限度額

(I)内は電化の場合

【上限額】3億円/事業全体(5億円/事業全体)

【下限額】30万円/事業全体

※複数年度事業の1事業当たりの上限額は3億円(5億円)

補助対象経費^{*1}

設計費・設備費・工事費

補助率

中小企業者等^{*2}
1/2以内

大企業^{*3}、その他^{*4}
1/3以内

補助金限度額

【上限額】1億円/事業全体

【下限額】100万円/事業全体

※複数年度事業の1事業当たりの上限額は1億円

いずれの類型も複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応。複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領等をご確認ください。

*省エネ法特定事業者等の要件について

年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

*連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

(I)工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

GX要件について

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」(令和5年7月閣議決定)における「GX経済移行債を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し協働(グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という。)する取り組みの一環として位置づけられた事業である。

先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。

本事業の(I)工場・事業場型、(II)電化・脱炭素燃転型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。

① GX推進への取組に関する要件

- ・民間企業^(※)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組内容を記入又は、意思を表明し、申請すること。
- ・一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。
- ※会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人

② 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

(類型(I)(II)で申請し、低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に該当する場合)

- ・石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
- ・交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表明を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画書に記載すること。

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

- *1 (I)(IV)類型共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。
- *2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
- *3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの申請要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和5年定期報告書分」として資源エネルギーホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者
※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和5年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
- *4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。